

委託訓練事業質問書に関する回答

番号	募集要領・仕様書該当箇所	内容	回答
1	仕様書21ページ 第5 1定員変更について	提案書に定員15人まで受け入れ可能と記述した場に受講生の応募が15人を越えた時には、定員変更を申請することは可能か。	定員15人を越えて受け入れ可能の場合は、予め鑑文に受け入れ可能定員を記載すること。
2	仕様書21ページ 第5 1定員変更について	受講生の応募が15人を越えた場合、必ず定員変更の提出が必要であるか。	貴見の通り。15人を超えて応募があり、訓練機関が受け入れ可能である場合、必ず定員変更届を産業技術専門校へ提出すること。
3	仕様書21ページ 第5 1定員変更について	定員変更届の提出期限は募集締切の翌々日とあるが、開庁日という認識でよろしいか。	貴見の通り。
4	仕様書4ページ 第1 4(2)①	講師の配置について、訓練内容が実技のものにあっては15人に1人以上とあるが、定員が20人になった場合も同様の取り扱いであるか。	定員15人及び20人の場合も、同様に講師1人以上の取り扱いである。